

三鷹市

バリアフリーのまちづくり基本構想

2022

(第2次改定)

～ユニバーサルデザインのまちを目指して～



令和2年3月

はじめに

三鷹市では、平成 23 年度に策定した『三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022』に基づき、バリアフリーのまちづくりを着実に進めてまいりました。このたび、本基本構想が後期の目標年次を迎え『第 4 次三鷹市基本計画』の第 2 次改定にあわせて、本基本構想の第 2 次改定を行いました。

第 2 次改定では、平成 23 年度の策定時から新たな重点整備地区として検討を進めてきた「市民センター周辺地区」を市内で 3 カ所目の重点整備地区として位置付けました。市民センター周辺は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開館に伴い、今後、市民生活の面でも防災上の観点からも重要度を増す拠点となっていきます。この地区内にある施設を生活関連施設及び生活関連経路に新たに指定して、更なるバリアフリー化を推進していくこととなります。

また、改定にあたっては「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」において改定内容の検討を進めてまいりました。

協議会の委員には、障がい者団体、高齢者団体、子育て中の方々、学識経験者、各事業者、商工関係者の代表による幅広い市民、団体の皆様に参加していただき、その中でいただいた様々なご意見をいただき、基本構想の改定に反映しています。

さらに、協議会の検討過程においては、市民センター周辺地区内のまち歩きを 2 回実施して、地区内の施設を検証し意見交換を行うとともに、これまでの基本構想に基づく取り組みの達成状況・進捗状況を確認してまいりました。

こうした具体的な事例の検証を踏まえた検討は、まさに市民の皆様が相互の立場を理解し合い、基本理念である「すべての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくり」の実現に向けて、協働の歩みを進める取り組みであったと感謝します。

三鷹市は、今後も、この基本構想の第 2 次改定に基づいて、市民、事業者等関係者の皆様との協働を通じて、「バリアフリーのまちづくり」に全力で取り組んでまいります。今後とも市民の皆様、関係者の皆様の更なるご理解とご協力をお願い致します。

令和 2（2020）年 3 月

三鷹市長 河村 孝

目次

1. 基本構想策定及び第2次改定にあたって	
1-1. 背景と目的	1
1-2. 基本構想の位置付け	3
1-3. 基本構想の目標年次	4
1-4. 基本構想策定及び第1次改定から第2次改定までの流れ	5
2. 市の現状	
2-1. 地形・地勢	11
2-2. 人口など	12
2-3. 交通・道路	15
2-4. 施設など	17
2-5. 市民意見	19
3. バリアフリーのまちづくりに関する基本的な方針	
3-1. 基本理念	23
3-2. バリアフリーのまちづくりの基本的な方針	23
3-3. バリアフリーのまちづくりの取り組み	25
4. 重点整備地区	
4-1. 重点整備地区の基本方針	27
4-2. 三鷹駅周辺地区	29
4-3. 三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区	48
4-4. 市民センター周辺地区	58
5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み	
5-1. 基本的方向性と取り組みの概要	77
5-2. 重点整備路線等のバリアフリー化の取り組み	79
5-3. 外出を支援するための取り組み	89
5-4. 傾斜地におけるバリアフリー化の取り組み	92
5-5. 商店街のバリアフリー化の取り組み	95
5-6. バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業の取り組み	98
5-7. バリアフリー化の推進のための取り組み	100

参考資料

1. 三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会名簿
2. 三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱
3. 三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会の活動経過
4. 進捗状況の検証結果
5. 用語解説

1. 基本構想策定及び第2次改定にあたって

1-1. 背景と目的

1) 背景

三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想（平成15年10月策定）（以下「前基本構想」という。）は、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」^{（参考資料P.20）}という。）に基づき、駅とその周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化するための仕組みとして基本構想制度が設けられたことから策定しました。

前基本構想は、策定以降、市のバリアフリーのまちづくりに関する先導的な役割を果たしてきており、位置付けている各事業は、現在も進捗し、一定の成果を上げています。そのため、基本理念、取り組みの方向性については引き続き継承するものとし、時点修正、達成状況の検証による見直しを図り、平成24年3月に「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

さらに、上位計画である三鷹市第4次基本計画の第1次改定にあわせ、平成28年3月に基本構想の第1次改定を行いました。

2) 目的

① 法改正及び制度改革への対応

交通バリアフリー法施行後も、急速な高齢化と少子化が同時進行し、我が国ではかつて経験したことのない少子高齢社会となりました。市においても例外ではなく、人口は、今後しばらくは漸増傾向ですが、その後、横ばいから緩やかな減少傾向となる見込みであり、一層の少子高齢化が進むことが予想されます。

そこで、国は、バリアフリー化の施策をさらに前進させるべく、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人々が社会活動に参加し、自己表現するために、交通バリアフリー法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を統合・拡充し、平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」^{（参考資料P.21）}という。）を施行しました。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会の実現や社会的障壁の除去を基本理念として、平成30年5月にバリアフリー法の一部が改正されました。

この法律により、ハード、ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン^{（参考資料P.21）}のまちの実現を目指しており、基本構想も適応する必要があります。

② 目標年次における達成状況の検証

前基本構想に盛り込まれている各個別事業は、平成22年度が目標年次となってい

ました。基本構想策定にあたっては、目標年次における達成状況の検証を行い策定しました。また、基本構想第1次改定での各個別事業の中期目標年次は、平成30年度となっています。しかしながら、まちづくりは、長期的な展望で取り組みを積み上げていくもので、様々な要因により時間を必要とする場合が多く、完了していない事業もあります。したがって、第2次改定にあたっては、既存の重点整備地区における中期目標年次でのまちづくりの達成状況・進捗状況を検証するとともに、基本構想の基本理念、基本的な方針を継承し、特定事業計画について見直しを行いました。また、広く市民に広報し、今後も継続的に取り組んでいくこととします。

③ 新たな重点整備地区の位置付け

市は、市制施行直後から続いた急激な人口増加と都市化に対応するため、道路、下水道、学校などの公共施設の整備を積極的に進めてきました。一定の社会資本整備が完了し、都市としての成熟期を迎えた現在、既存社会資本の修復、維持管理を重視した公共施設の管理・運営へと市の役割は変化しています。そうした動きを踏まえて、市民センターと旧東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を公共施設の整備・再配置の方向性を示しました。

その後、旧東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心に老朽化した公共施設を集約し、災害発生直後の一時避難場所の機能を担う防災公園とスポーツ施設として、平成29年4月に三鷹中央防災公園・元気創造プラザを開館しました。

今後、市民センター周辺は、市民生活の面でも防災上の観点からも重要度を増す拠点となっていきます。

また、バリアフリー法制定により重点整備地区の指定が旅客施設を含まないエリアも可能となったこともあり、市民センターと三鷹中央防災公園・元気創造プラザを含めた「市民センター周辺地区」として新たな重点整備地区に位置付けます。

④ 市内全域のバリアフリーの取り組み

a. 重点整備路線等のバリアフリー化

市内の主要幹線道路を引き続き「重点整備路線」と位置付け、都市計画道路事業の進捗等を踏まえ、整備目標の見直しや優先整備区間の再設定を検討します。

b. 傾斜地対策の拡充

大沢地区、中原地区などの市の南部については、前基本構想では重点整備地区や重点整備路線の設定を行っていませんでしたが、国分寺崖線沿いの急傾斜地に、急こう配の道路が多く存在しています。このような道路についてのバリアフリー化を検討する必要があります。

c. 新たな施策の検討

ア 商店街のバリアフリー化支援の検討

イ 重点整備地区以外において、公共施設の周辺などでスポット的に整備する手法の検討

ウ さくら通り、禅林寺通り、市道第 14 号線（通称「赤鳥居通り」）などにおける歩行空間確保施策の検討

1-2. 基本構想の位置付け

市では、三鷹市基本構想に基づき、平成 23 年度に、令和 4 年度を目標年次とした第 4 次三鷹市基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。基本計画においては、三鷹市基本構想の基本目標である「人間のあすへのまち」を実現するために、基本計画の諸施策を効率的・効果的に推進していくことが必要であるとしています。

一方、魅力あるまちづくりを推進するためには、施策の必要性や優先度を見極め、選択と集中による事業展開を図ることが不可欠です。

基本計画の第 2 次改定では、「人間のあすへのまち」を「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現するために、8つの施策を総合行政として展開する中で、特に優先する課題として取り組むべき施策の方向性を「施策推進の理念」に「質の高い防災・減災まちづくり」を位置付け、この理念に基づく事業展開の指針を「施策の柱」として、選択と集中による施策の重点化を図ることとしています。

施策の柱の 1 つは、成熟した都市の質的向上をめざす「都市再生」です。この施策は、既存の社会資本を有効に活用しつつ、環境との調和を図り、ハード・ソフト両面において、まちの価値を高め、命と暮らしを守るまちづくりを目指しています。

もう 1 つの柱は、ともに支え合う地域社会を生み出す「コミュニティ創生」です。この施策は、地域に暮らす人びとが互いに支え合い、助け合うコミュニティ社会を形成する重要性を認識しながら、高齢者、子育て世代、障がい者など、市内に暮らし活動するすべての市民が地域において健康で心ゆたかに生活を営めるような、ともに支え合う地域社会を目指しています。

この施策の柱は、基本構想の目標を達成するうえでも必要なものであり、非常に重要な役割を果たすと言えます。

また、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める 8 つの施策の中で基本構想を明確に位置付けています。基本構想が目指すバリアフリーのまちづくりは、この施策の 1 つである「安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる」の中で、「安全で快適な都市空間・歩行空間の整備を推進し、誰もがいきいきと暮らせるまち」の実現に向けて行う、主な施策の 1 つという位置付けとなります。

さらに、市の都市計画マスタープランである土地利用総合計画 2022 においても、テーマ別のまちづくり方針の「バリアフリーを目指すまちづくり」に基本構想を位置付け、誰もが安全で安心して移動できる空間の形成など、ユニバーサルデザインの思想を反映した総合的な施策の展開を図ることを方針としています。

1－3. 基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は、基本計画と合わせて令和4年度（2022年）とします。

1-4. 基本構想策定及び第1次改定から第2次改定までの流れ

基本構想の策定及び第1次改定から第2次改定にあたっては、三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）で検討を進めてきました。



平成 24 年
度協議会

• 基本構想における取り組み事業報告（検証） など



平成 25 年
度協議会

• 施設検証（光のホール及びさんさん館） など



平成 26 年
度協議会

• 基本構想、前期の検証、中期に向けての意見聴取について など



平成 27 年
度協議会

• 基本構想の第 1 次改定について討議 など



検
証
・
意
見
聴
取

平成 28 年
1 月

（議会報告）

パブリックコメント

3 月

第 1 次改定の策定
バリアフリーのまちづくりを推進

平成 28 年
度協議会

・三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区のまち歩き など



平成 29 年
度協議会

・市民センター周辺地区のまち歩き、ワークショップ など



平成 30 年
度協議会

・基本構想第 2 次改定に向けての意見聴取、施設検証 など



令和元年度
協議会

・基本構想の第 2 次改定について討議 など



検
証
・
意
見
聴
取

令和 2 年
1 月

(議会報告)

パブリックコメント

3 月

第 2 次改定の策定

バリアフリーのまちづくりを推進

参考) バリアフリー法及び一部改正に盛り込まれた新たな内容

平成 18 年 12 月 20 日に「バリアフリー法」が施行されました。この法律は、ハード、ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちの実現を目指したものです。この法律に盛り込まれた新たな内容は以下のとおりです。

① 対象者の拡充

身体障がい者のみならず、知的、精神、発達障がい者など、すべての障がい者を対象

② 対象施設の拡充

従来の建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加

③ 基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進めるエリアを、旅客施設を含まないエリアまで拡充

④ 基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想作成提案制度を創設

⑤ ソフト施策の充実（心のバリアフリーの促進）

関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入した。また、国民一人ひとりが高齢者や障がい者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進

平成 30 年 5 月 25 日には、バリアフリー法の一部が改正され、理念規定を設けて「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されました。

また、国民の責務に、「心のバリアフリー」のさらなる促進に向けて、高齢者、障がい者等に対して、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援（鉄道駅利用者による声かけ等）に努めることが明記されました。

基本構想の構成

1. 基本構想策定及び第1次改定 から第2次改定にあたって

… 基本構想策定及び第1次改定から第2次改定の背景・目的、位置付け、目標年次及び策定までの流れを紹介しています。

2. 市の現状

… 市の地形・人口・交通・施設などを紹介しています。

3. バリアフリーのまちづくりに関する基本的な方針

… バリアフリーのまちづくりに関する基本理念や方針、及び、市の進めるバリアフリーの取り組みについて考え方を紹介しています。

4. 重点整備地区

… 2カ所の重点整備地区（「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」）を指定し、具体的な取り組みを紹介しています。

また、新たな重点整備地区として、「市民センター周辺地区」について具体的な取り組みを紹介しています。

5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

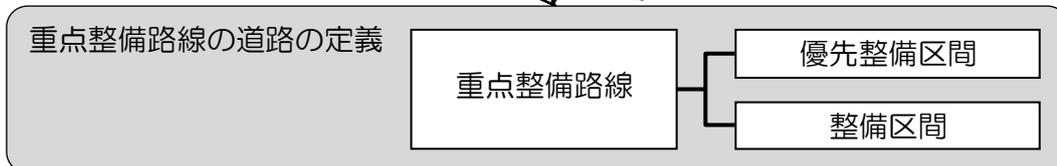
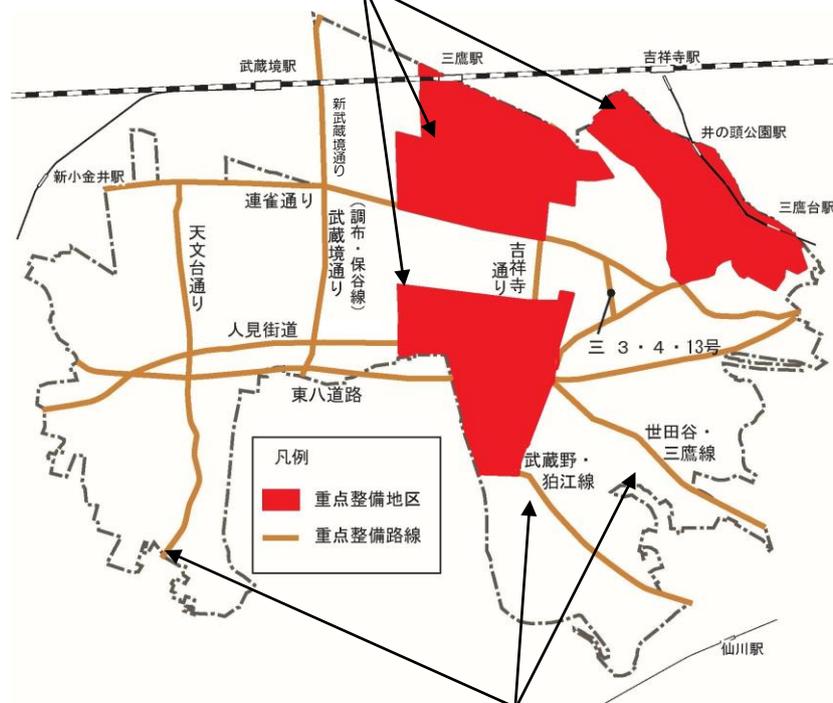
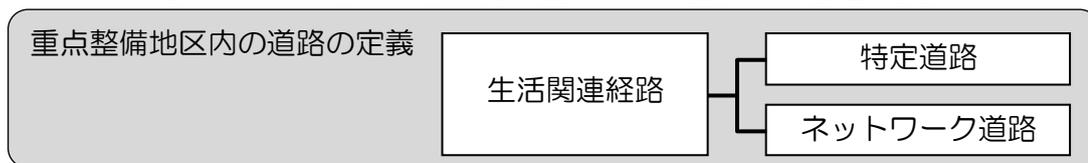
… 市内全域で取り組む6つのバリアフリーの取り組みについて、取り組みの目的・背景や取り組みの方針について紹介しています。
（重点整備路線、外出環境、傾斜地、商店街、啓発事業、スパイラルアップ）

◇基本構想における道路の定義について

基本構想では、「4. 重点整備地区」と、「5. 市内全域における重点整備路線のバリアフリー化の取り組み」の中で、以下のように道路を定義しています。

①重点整備地区での道路の定義

- 生活関連経路**：旅客施設を含む生活関連施設（公共公益施設など）相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路です。
- 特定道路**：生活関連経路を構成する道路法の道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる経路です。
- ネットワーク道路**：生活関連施設間を結ぶ経路ではなくても、地区内の交通ネットワークを考える上でバリアフリー化を図ることが望ましい経路です。



②市内全域のバリアフリーのまちづくりの取り組みの中での道路の定義

- 重点整備路線**：重点整備地区以外の地域で、市民に多く利用されている主要な幹線道路であり、バリアフリー化を図ることが望ましい路線です。
- 優先整備区間**：重点整備路線の中でも、重点的にバリアフリー化を図るべき区間のことです。
- 整備区間**：優先整備区間以外の区間で、バリアフリー化を図るべき区間で、既に整備が完了した区間も含まれています。